



## 農作物に使用される農薬について

農作物に使用される農薬に対するイメージは、どうでしょうか？

農薬は、わが国のような小さな国土・気候で、品質のよい農作物を安価で安定的に供給するために使用されています。日本では、人の健康や環境への影響などを考慮し、使ってもいい農薬やその濃度を決めています。



### 【登録制度（平成14年12月改正）】



農薬は、「農薬取締法」に基づき、製造、輸入から販売そして使用に至る全ての過程で厳しく規制されます。その中心となっているのが「登録制度」で、これは、一部の例外を除き、**国（農林水産省）に登録された農薬だけが製造、輸入及び販売できるという仕組み**です。

登録を受けるに当たって、その農薬の品質や安全性を確認するための資料として病害虫などへの効果、作物への害、人への毒性等に関する様々な試験成績等を整えて、農林水産省へ申請します。

申請を受けた農林水産省は、(独)農林水産消費安全技術センター（FAMIC）に検査を指示します。

提出された試験成績等に基づいた、農薬の薬効をはじめ毒性や作物・土壌・水環境に対する残留性などについての総合的な検査の結果から、農林水産省はその農薬を登録するか否かを判断します。

新たな農薬の開発には、10～15年の歳月と数十億円もの経費を必要とするといわれています。

### 【ポジティブリスト制度（平成18年5月29日施行）】

原則すべての農薬等について残留基準（一律基準※を含む）を設定し、**基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等の禁止**を行うこととしました。

※残留基準が定められていない農薬は、一律（0.01ppm）を基準とします。

一律基準は加工食品の場合も適用されます。ただし、原材料の残留値が基準に適合していれば、加工食品での農薬等の残留値によらず、その食品は食品規格に適合するものとして取り扱うこととします。

### 《残留農薬基準値》

食品中の農薬の残留基準値は、**適正に農薬が使われているかどうかを確かめるための基準**で、「食品衛生法」によって定められています。

残留基準値は、**定められた使用方法で農薬を使用した際の残留濃度等**に基づき設定しており、食品を通じた農薬の摂取量が、一日許容摂取量と急性参照用量をそれぞれ超えないことを確認し、人の健康を損なうおそれがないよう設定されています。

#### 【一日許容摂取量と急性参照用量】

登録申請時に提出される毒性試験成績の結果から、設定されます。

- ・一日許容摂取量（ADI）：人がその農薬を毎日一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量
- ・急性参照用量（ARfD）：人がその農薬を24時間又はそれより短時間の間に摂取しても健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量



当センターでは、年3回学期毎に、米飯用玄米、パン用小麦粉について残留農薬検査を外部の公的検査機関に委託し、その検査結果を関係市町教育委員会等へ報告しています。



【令和3年9月需要分：玄米 64 農薬・小麦粉 206 農薬】残留値は、全て基準値以下でした。今後とも適切に検査を行い、安全・良質な学校給食用物資の供給に努めていきます。